

日本労働年鑑 第55集 1985年版

The Labour Year Book of Japan 1985

序章 国際・国内情勢と労働問題の焦点

4 労働運動の特徴

八四年春闘の背景

八四年の春闘は、八三年三月以降における日本経済の景気回復がようやく定着しようとしている時期に展開された。八三年九月期は、大幅な増益となり、八四年三月期においても増益傾向は継続したから、企業の支払能力はかなり改善されたとみてよい。しかし、景気回復が必ずしも雇用改善に結びつかず、有効求人倍率も八三年春闘の時期と同様に〇・六倍台にとどまったこと、さらに消費者物価の上昇率も二%を割る状態になったことなどによって賃金の引き上げにとっては必ずしも有利な条件であったとはいえず、また、経営者側は景気の先行きについて確固とした見通しをもち得なかったこともあってかなりきびしい姿勢で賃上げにのぞむことになった。

春闘の要求と前段闘争

労働四団体、全民労協、金属労協、化学エネルギー労協は、八三年十一月一日の議長・会長会議で、労働四団体、全民労協五団体を正式メンバーとして、「八四賃金闘争連絡会」を発足させた。この会議において賃上げ要求についてつぎのような決定をおこなった。一、八三年度消費者物価の平均上昇率は、二%程度と見込まれ、アルファは四%以上とし、したがって要求の目途を六%以上とする。定昇の扱いは各団体、産別の自主決定にゆだねる。二、三五歳高卒一七年標準労働者の到達目標を二三万二〇〇〇円、一八歳高卒初任給基準を一〇万七〇〇〇円とする。

さらに春闘共闘会議は、「賃上げ要求基準は六%以上とし、妥当な要求率、額を各団体、産別で決める、その際定昇分は独自に確保する」旨を決定、総評は賃上げ要求について「一八、〇〇〇円を中心に率では定昇別七%以上」を決定した。同盟も賃上げ要求基準を「六%基準、一二、〇〇〇円とする。定昇を基準の中にも含めるかどうかは各産別の自主的決定に委ねる」旨決定した。

このような要求にたいして日経連は、「労働問題研究委員会報告」において「賃上げは定昇程度とすべきだ」と述べ、ベースアップの抑制を主張した。また、賃金決定にあたっては前年同様「生産性基準原理」にもとづくことを主張している。この原理は、実質経済成長率から雇用増加率を差し引いたものの枠内で賃金決定をおこなうというものであるから、八四年度の推定成長率約三%から雇用増加率一%を差し引くと、二%ということになり、それはちょうど定期昇給の比率とほぼ等しいという論理である。いずれにせよ八四年春闘は二%と六%のつなひきというかたちになった。

春闘の前段闘争として労働四団体は、まず八四年一月一二日に中曽根総理との会見をおこない、「経済運営の基本姿勢として四%台成長の実現、予算編成の重点として、一兆四〇〇〇億円減税の完全実施、健保改悪反対」などを要請した。二月二七日に労働四団体と全民労協は、社会、公明、民社、社民連の四野党書記長・国対委員長らと会談し、一、一兆四〇〇〇億円減税の完全実

施と見返り大衆増税阻止、二、健保改悪案の撤回を中心に政府予算案にたいする共同修正案を提案するよう要請し、これを受けて野党側はできるだけ早く共同修正案をまとめ政府に申し入れることで合意した。

減税問題については労働四団体等の要請を受けるなかで与野党の折衝が続けられ、三月八日の国対委員長会談で自民党から給与所得の最低控除額を二万円引き上げる旨の回答があり、一応の決着がつけられることになった。

公務員共闘は、八四年人事院勧告が六・四七%の勧告にたいして二・〇三%に削減して実施されたことにたいして、人勧の完全実施を求めて二月二日～二三日にかけて国会要請行動の第一波を実施した。また、総評の黒川議長等の代表は二月二九日に藤波官房長官らと会見し、人勧の完全実施を要請、三月七日には全民労協の堅山議長らが官房長官と会見して同趣旨の申し入れをおこなった。四月四日、官房長官は、「人勧、仲裁制度を維持、尊重するとの基本姿勢を堅持する」と回答し、労組側はこれを「一歩前進」と評価することによって、四月六日に予定された官公労のストを中止することになった。

春闘の経過

春闘は三月下旬から本格的に開始され、いわゆる先行組合であるマスコミ、出版、繊維、サービス、金属等に回答が提示された。回答妥結状況については、春闘共闘会議が二〇三組合単純平均一万二六六〇円、五・三%、同盟が三七二組合単純平均九〇九五円、五・三一%と発表した。これは前年に比べて額、率で若干上回る程度である。

春闘のヤマ場となったのは、金属労協の集中決戦である。鉄鋼、自動車、電機、造船の各単産毎に団体交渉がくりひろげられて集中回答指定日の四月一日に、鉄鋼大手五組合に三五歳勤統一五年の標準労働者で定昇込み六九〇〇円、三・一一%(前年六八〇〇円、三・一四%)の回答が提示され、造船大手七組合に定昇込み七〇〇〇円、三・二一%(同六八〇〇円、三・二一%)、他に退職金四〇万円増、電機一三組合に八七八四～一万二五九円、各五・〇%、他に週休二日制での前進回答、自動車九組合に七八〇〇～一万三〇〇円、四・二一～五・四三%と、前年とほぼ同様の二極回答が提示された。この回答にたいし、四単産とも一発回答で解決し、それにとまって他の民間主要組合にも回答が提示され、逐次解決にむかった。

例年注目をあびる私鉄総連は、四月一二日の大手組合二四時間ストを背景に交渉を進めた結果、一二日未明に賃上げ～一万七〇〇円(四・七七%)プラス生活関連手当五〇〇円、年間臨給昨年同月数(集団交渉八組合で五・二七ヵ月)の回答が提示され、組合はこれを受諾した。

公労協の闘争

公企体各当局は、四月一九日、関係組合にたいして〇・五%相当額の有額回答(定昇込みで二・八%)をおこなった。各組合は、この回答を不満として二〇～二一日に公労委に調停申請をおこなった。公労委は直ちに調停作業を進め、四月二七日夕方定昇込み四・二六%の解決案の骨格を示したが、労使の不満が強く難航し、調停作業は一時中断した。その後公労委は、五月一日に調停作業を再開したが、「調停不調」を確認し、引き続いて開催した定例総会で「仲裁移行」を決議した。仲裁委員会は、五月一二日に「加重平均四、〇八五円一・九五%、定昇込み八、九四三円四・二六%」の仲裁裁定をおこなった。政府は五月二一日の公企体等給与関係閣僚会議で、「すべての公企体等を一括して国会に付議する」ことを決め、同日の閣議で正式に決定し、国会に付議された。

八四年春闘の特徴

八三年春闘が史上最低の賃上げ率(四・四〇%)に終わったため、昨春闘後組合内部において「春闘再構築」論がさかんに展開された。私鉄総連は、鉄鋼依存体制からの脱却、全民労協基軸の再構築を提唱したが、これにたいして鉄鋼労連からは、「料金認可制の私鉄が前に出れば所得政策の導入につながる」などの反論が出された。総評は官民一体闘争の構築をめざして取り組んだが、私鉄経営者から、「公益産業であり、相場を決定する立場にない」という見解も出されたこともあり、私鉄総連はその方針を変更せざるをえなくなった。結局のところ従来のパターンである金属労協主導下の賃金決定におちつくことになったといつてよい。

八四年春闘においては、日経連が賃上げを定期昇給程度におさえるべきだと主張したことから、定昇問題をめぐる労使の論争が活発化した。労働組合側の主張は、定昇とベアとは区別すべきこと、定昇は単に年功賃金を維持するものにすぎないこと、定昇はベアとはちがって原資の持ち出しがないことなどを主張したのにたいして、経営側は、定昇といえども原資の持ち出しがあり、その点ではベアと変わりがないことなどを反論した。労使の議論は結局すれちがいに終わり、双方が主張するだけに終わっている。問題点としては、前にものべたように昇進・昇格昇給を定期昇給のなかにふくめている企業が多いので、それをふくめない企業とのあいだで賃上げの中身に大きな違いが生まれていることをあげることができる。

八四春闘においても相場に決定的な影響を与えたのは金属労協であり、そのなかにおいても鉄鋼回答の比重は、従来同様きわめて大きいものがあつた。しかし、金属労協の四つの単産のなかで自動車と電機は好況産業であり、造船はやや好転、鉄鋼は依然として不振という状況のもとで回答が二極化することは当初から予想されていた。前年に比べて賃上げの格差は三一〇〇円から三四〇〇円に拡大をみている。

八四春闘は、典型的な短期集中決着であり、金属労協に回答のあつた四月一日から一三日までのあいだに食品、紙パ、電線、電力、石油、ガス、ゼンセン等主要民間組合の多くが回答日を設定した。しかも、そのほとんどの組合がストに入ることなく解決したことが大きな特徴として指摘できる。

公労協の闘争における特徴は、第一に従来は別々に公労委に対応していた公労協と全官公が、公労委対策について非公式に共同歩調をとる旨合意し、調停の場では公労協系と全官公系労働者委員が初めて同席で公益側に対応した。

調停作業において問題になった点は、いわゆる民賃準拠の手法が従来と異なっているのではないかという点であつた。組合側は、従来の民賃準拠が一〇〇〇人以上の大企業の賃上げ率に準拠していたはずであると主張し、八三年、八四年の調停は大企業の賃上げ率をかなり下回っているから政治的に減算したのではないかと指摘した。これにたいして公労委は、民賃準拠の原則は、本来一〇〇人以上の民間企業の賃金と公企体労働者の賃金をラスパイレス方式で比較することであり、春闘時には統計が未発表のためその推計が間に合わないのやむをえず大企業の賃上げ率を参考にせざるをえないが、その場合中小企業の賃上げ動向や国家公務員の賃金なども考慮せざるをえないので大企業の賃上げ率は、総合判断のための一つの資料であると主張している。

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
